

博物館の登録に関する規則等の一部改正について

このことについて、博物館の登録に関する規則等の一部を改正したいので、
別紙案を添えて請議します。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、教育委員会規則により申請者等の押印を求める行政
手続等について、押印を廃止することに伴い、関係規定を整備するために必要
があるからである。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要・理由

県条例、規則等により県民、事業者等に対し押印を求めている行政手続について、国の行政手続において押印の廃止に向けた取組が進められている状況を踏まえ、「行政手続における押印の廃止について」（令和2年10月5日付け2総第242号愛知県総務局長依頼）及び「行政手続における押印廃止の改正について」（令和2年10月19日付け2総第259号愛知県総務局長依頼）により、法令により押印が義務付けられているものを除き、令和3年1月1日から押印を廃止することとされた。また、同依頼に基づき、県の内部手続についても行政手続と同様に職員等の押印を廃止することとされた。

このことに伴い、教育委員会規則により申請者等の押印を求める行政手続及び内部手続について、押印を廃止するため、関係規定を整備する。

【今回改正する規則】

- (1) 博物館の登録に関する規則（昭和27年教育委員会規則第4号）
- (2) 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和30年教育委員会規則第1号）
- (3) 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和30年教育委員会規則第12号）
- (4) 愛知県教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第10号）
- (5) 社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和36年教育委員会規則第1号）
- (6) 愛知県立高等学校学則（昭和39年教育委員会規則第2号）
- (7) 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則（昭和39年教育委員会規則第4号）
- (8) 学校給食の開設等の届出に関する規則（昭和42年教育委員会規則第11号）
- (9) 愛知県教育委員会聴聞手続規則（平成6年教育委員会規則第8号）
- (10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第4号）
- (11) 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年教育委員会規則第3号）
- (12) 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則（平成28年教育委員会規則第3号）

2 改正の内容

各規則中で申請者等の押印を求める規定（法令により押印が義務づけられているものを除く）を削除する。

3 施行期日

令和3年1月1日

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- 一 博物館の登録に関する規則(昭和二十七年愛知県教育委員会規則第四号)様式第一号、様式第二号、様式第四号及び様式第五号
- 二 社会教育主事の資格認定に関する規則(昭和三十六年愛知県教育委員会規則第一号)様式第一から様式第三まで及び様式第六
- 三 学校給食の開設等の届出に関する規則(昭和四十二年愛知県教育委員会規則第十一号)様式第一(表)及び様式第二から様式第四まで
- 四 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成十四年愛知県教育委員会規則第四号)様式第一備考以外の部分、様式第三備考以外の部分、様式第四、様式第五備考以外の部分、様式第六備考以外の部分、様式第七備考以外の部分、様式第八備考以外の部分、様式第九備考以外の部分、様式第十備考以外の部分、様式第十一備考以外の部分、様式第十二備考以外の部分、様式第十三備考以外の部分、様式第十四備考以外の部分、様式第十五備考以外の部分、様式第十六備考以外の部分、様式第十七備考以外の部分、様式第十八備考以外の部分、様式第十九備考以外の部分、様式第二十備考以外の部分、様式第二十二備考以外の部分、様式第二十三備考以外の部分及び様式第二十四

- 五 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則(平成二十八年愛知県教育委員会規則第三号)様式第一から様式第三まで

(教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正)

第二条 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則(昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」を削る。

「印」
名

様式第四中
を
に改める。

氏
氏

様式第五(表)中「印」を削り、同様式(裏)中

校 合 印	年 月 日	学 業 ・ 任 免 ・ 賞 罰 ・ そ の 他	給 料 (俸 給) そ の 他

を

年 月 日	学 業 ・ 任 免 ・ 賞 罰 ・ そ の 他	給 料 (俸 給) そ の 他

様式第六中「印」を削る。

「印」
名

様式第七中 を に改める。

氏「 氏」

様式第九の二の二から様式第十三までの規定中「印」を削る。

に、
「印」
名
を
氏「 氏」
に改める。

「 名印
名

様式第十四中 を に、

位置 校長 氏
位置 校長 氏

主幹教諭等 の職氏名	印

を

主 幹 教 諭 等 の 職 氏 名

に改め、同様式別紙中「印」を削

る。

様式第十四の三中「印」を削る。

(公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年愛知県教育委員会規則第十

二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の八(表)、様式第四号備考以外の部分、様式第五号から様式第十号までの規定、様

式第十三号及び様式第十五号備考以外の部分中「印」を削る。

様式第十六号(表)中

「印
公共職業安定所長

を

「公共職業安定所長

に改め、同様式(裏)中

支 給 金 額	取扱者印

を

支 給 金 額

に改める。

様式第十七号の二、様式第十八号備考以外の部分、様式第二十号(表)、様式第二十一号及び様式第二十二号中「印」を削る。

「印

「

「印

「

様式第二十三号中

名 名

職氏「

を

名 名

職氏「

に、

を

に改める。

「受講者氏名

「受講者氏名

様式第二十四号から様式第二十八号までの規定、様式第二十九号備考以外の部分、様式第三十号備考以外の部分、様式第三十一号備考以外の部分及び様式第三十二号備考以外の部分中「印」を削る。

(愛知県教育委員会会議規則の一部改正)

第四条 愛知県教育委員会会議規則(昭和三十一年愛知県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「署名して印を押さなければ」を「署名しなければ」に改める。

(愛知県立高等学校学則の一部改正)

第五条 愛知県立高等学校学則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「罫」を削る。

様式第五中「印」を削る。

(愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正)

第六条 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第三中「罫」を削る。

様式第四中「印」を削る。

(愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部改正)

第七条 愛知県教育委員会聴聞手続規則(平成六年愛知県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十二条中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(愛知県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正)

第八条 愛知県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則(平成十七年愛知県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号イ中「本人に係る実印が押印されたものであって、」及び「及び当該実印に係る印鑑登録証明書(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)」を削る。

様式第二の二、様式第十一の二及び様式第十六の二中

「本人に係る実印が押印されたものであって、
請求日前 30 日以内に作成されたもの) 及び
当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前 30
日以内に作成されたもの)」

を

「請求日前 30 日以内に作成されたもの」

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表

愛知県教育委員会会議規則の一部改正新旧対照表

新

(会議録の作成等)

第十四条 略

2 会議において前項の承認をしたときは、教育長、教育長が指名した委員

一人及び会議録を作成した職員が、署名しなければならない。

3 以下 略

愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部改正新旧対照表

新

(聴聞調書の記載事項等)

第十一条 法第二十四条第一項又は条例第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

一 以下 略

2 略

(報告書の記載事項等)

第十二条 法第二十四条第三項又は条例第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

旧

(会議録の作成等)

第十四条 略

2 会議において前項の承認をしたときは、教育長、教育長が指名した委員

一人及び会議録を作成した職員が、署名して印を押さなければならない。

3 以下 略

旧

(聴聞調書の記載事項等)

第十一条 法第二十四条第一項又は条例第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 以下 略

2 略

(報告書の記載事項等)

第十二条 法第二十四条第三項又は条例第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一以下略

愛知県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

第七条 条例第十六条第二項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一及び二 略

三 本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理人に係る第一号に定める書類及び次のいずれかの書類

イ 開示請求に係る委任状(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)

ロ 略

2以下略

一以下略

旧

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

第七条 同上

一及び二 略

三 同上

イ 開示請求に係る委任状(本人に係る実印が押印されたものであつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)

ロ 略

2以下略

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表（抜粋）
博物館の登録に関する規則 一部改正

様式第1号（第2条関係） （新）

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
愛知県教育委員会殿	
設置者 所在地	
名 称	
代表者氏名	
博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。	
記	
1	博物館の名称
2	博物館の所在地
(添付書類)	
1	設置条例の写し
2	館則の写し
3	直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）
4	当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
5	博物館資料の目録
6	館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1号（第2条関係） （旧）

博 物 館 登 録 申 請 書	
年 月 日	
愛知県教育委員会殿	
設置者 所在地	
名 称	
代表者氏名	印
博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。	
記	
1	博物館の名称
2	博物館の所在地
(添付書類)	
1	設置条例の写し
2	館則の写し
3	直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）
4	当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
5	博物館資料の目録
6	館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。